

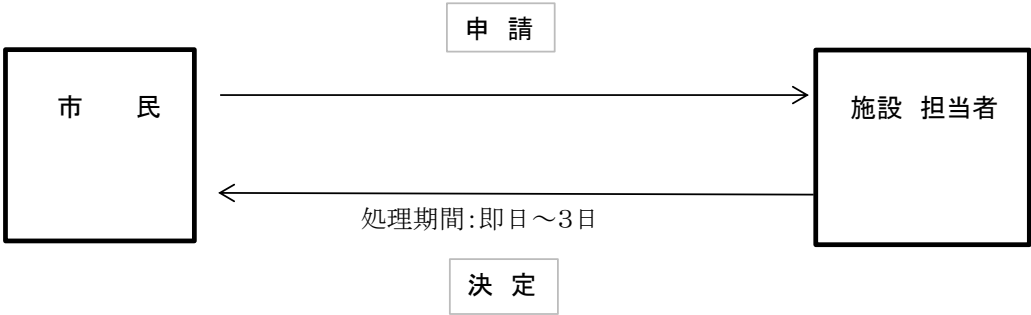
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	松山市民会館の使用の許可	
処 分 の 概 要	会館の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)	
条 項	第4条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日から3日間
標 準 処 理 期 間		計 即日から3日間
判 断 基 準	同条例第5条の各号に該当せず、第7条の制限内であること。 【根拠法令等】 松山市民会館条例 第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請してその許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときもまた同様とする。 ●審査基準 松山市民会館条例 第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、会館の使用を許可してはならない。 (1) 公の秩序をみだし、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 会館または付属設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき 第7条 会館は、引き続き5日以上使用することができない。ただし、市長が特別の必要を認めるときは、この限りでない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。